

令和 8 年 第 2 回

組合議会議案

紀南環境広域施設組合

令和 8 年第 2 回紀南環境広域施設組合議会定例会議案目次

2 定報告第 1 号	専決処分事項について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 定報告第 2 号	専決処分事項について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 定議案第 1 号	令和 7 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について・・・・・・	9

2 定報告第 1 号

専決処分事項について

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 29 日 提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

記

紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例及び紀南環境広域施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例及び紀南環境広域施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例（平成 25 年紀南環境広域施設組合条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「在勤地」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同条第4号を次のように改める。

(4) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第2条に次の1号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、組合と旅行役務提供契約（旅行者等が組合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第4項中「職員以外の者」を「職員又は職員以外の者」に、「証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合」を「その他組合費を支弁して旅行させる必要がある場合」に改め、同条第5項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合は、当該扶養親族を含む。）」、「その出発前に」及び「があるときは、当該金額」を削り、「なった金額」を「なる金額又は支出を要する金額」に改め、同条第6項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合は、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関等の事故又は」を削り、「やむを得ない」を「規則で定める」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下この条及び次条において「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第9項までを削る。

第7条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次条から第17条までに規定する内容に基づき、」を加える。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うも

のであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

第 11 条第 1 項第 1 号中「その乗車に要する」を削り、同項第 2 号中「急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、」を削り、同項第 3 号中「座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第 1 号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、」を削り、同項に次の 2 号を加える。

(4) 特別車両料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第 11 条第 2 項を削り、同条を第 8 条とする。

第 12 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 特別船室料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第 12 条を第 9 条とする。

第 13 条を次のように改める。

航空賃は、航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

第 13 条を第 10 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（その他の交通費）

第 11 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2指定職員等の欄に定める額（以下「宿泊基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事業事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊基準額の合計額とする。

第14条から第17条までを次のように改める。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第8条から第11条までの規定による費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第18条及び第19条を削り、第20条を第18条とし、第21条を第19条とする。

第22条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行」を「組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行

における特別の事情により又は旅行」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者が必要と認めた場合は、管理者、副管理者、議会の議員又は監査委員に随行する旅行者には、これらの職にある者と同額の旅費を支給することができる。

第22条を第20条とし、第23条を第21条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第22条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、管理者が別に定める。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条各号、第9条第1項各号、第10条各号及び第11条各号に掲げる費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条及び第14条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表を削る。

(紀南環境広域施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 紀南環境広域施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第1に定める」を「紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第21号）の規定の例による」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第9条第2項中「最下級」とあるのは「最上級」と、第12条中「職務の級が10級以下の者の欄」とあるのは「指定職員等の欄」とする。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条）

区 分		報 酬
管理者		年額 18,000 円
副管理者		年額 15,000 円
議会	議長	年額 15,000 円
	副議長	年額 12,000 円
	議員	年額 9,000 円
監査委員	識見を有する者から選任された委員	年額 45,000 円

	議会の議員から選任された委員	年額 45,000 円
--	----------------	-------------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和8年3月24日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

2 定報告第 2 号

専決処分事項について

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 29 日 提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

記

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成 25 年紀南環境広域施設組合条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 1 号中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「合計額) の」を「合計額) 及び前項第 1 号に定める額の」に、「第 3 項」を「第 2 項から前項まで」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 9 項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000 円を超えない範囲内で 1 箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前 3 項の規定による額

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 24 日 専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

2 定議案第 1 号

令和 7 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について

令和 7 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第233条第 3 項の規定により議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 29 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

（監査委員の意見書その他添付書類……別冊）

令和 7 年度 紀南環境広域施設組合 歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金及び負担金		126,840,000	101,749,462	101,749,462	0	0	-25,090,538
	1 負担金	126,840,000	101,749,462	101,749,462	0	0	-25,090,538
2 使用料及び手数料		11,843,000	11,843,865	11,843,865	0	0	865
	1 使用料	11,843,000	11,843,865	11,843,865	0	0	865
3 県支出金		2,382,000	2,064,000	2,064,000	0	0	-318,000
	1 県補助金	2,382,000	2,064,000	2,064,000	0	0	-318,000
4 財産収入		125,000	24,166	24,166	0	0	-100,834
	1 財産運用収入	125,000	24,166	24,166	0	0	-100,834
5 繰越金		1,000	8,541,372	8,541,372	0	0	8,540,372
	1 繰越金	1,000	8,541,372	8,541,372	0	0	8,540,372
6 諸収入		1,000	40,441	40,441	0	0	39,441
	1 雑入	1,000	40,441	40,441	0	0	39,441
歳 入	合 計	141,192,000	124,263,306	124,263,306	0	0	-16,928,694

歳 出 (単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議会費		551,000	379,903	0	171,097	171,097
	1 議会費	551,000	379,903	0	171,097	171,097
2 総務費		31,399,000	29,005,443	0	2,393,557	2,393,557
	1 総務管理費	31,399,000	29,005,443	0	2,393,557	2,393,557
3 衛生費		108,242,000	94,877,960	0	13,364,040	13,364,040
	1 清掃費	108,242,000	94,877,960	0	13,364,040	13,364,040
4 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出	合 計	141,192,000	124,263,306	0	16,928,694	16,928,694

歳入歳出差引残額 0円

令和8年9月29日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

令和 7 年度 紀南環境広域施設組合 歳入歳出決算事項別明細書

(単位：円)

歳 入									
款 項 目	予 算 内 訳	算 現 額		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考	
		区 分	節 金 額						
1 分担金及び負担金	当初	126,840,000		101,749,462	101,749,462	0	0		
	補正	0							
	継続費及び繰越事業費								
	繰越財源充当額	0							
	計	126,840,000							
1 負担金	当初	126,840,000		101,749,462	101,749,462	0	0		
	補正	0							
	継続費及び繰越事業費								
	繰越財源充当額	0							
	計	126,840,000							
1 負担金	当初	126,840,000		101,749,462	101,749,462	0	0		
	補正	0							
	継続費及び繰越事業費								
	繰越財源充当額	0							
	計	126,840,000							
	1 総務費負担金		31,359,000	27,877,165	27,877,165	0	0	田辺市 新宮市 みなべ町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 串本町	
								12,657,518 3,909,265 657,225 3,517,558 2,418,912 755,946 1,545,517 284,388 276,244 1,854,592	
	2 衛生費負担金		95,481,000	73,872,297	73,872,297	0	0	田辺市 新宮市 みなべ町	
								34,917,953 10,515,667 1,444,457	

(単位：円)

歳入

款 項 目	予 内 記	算 現 額		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
		区 分	節 金 額					
3 県支出金	当初	2,382,000		2,064,000	2,064,000	0	0	
	補正	0						
	継続費及び繰越事業費							
	繰越財源充当額	0						
	計	2,382,000						
1 県補助金	当初	2,382,000		2,064,000	2,064,000	0	0	
	補正	0						
	継続費及び繰越事業費							
	繰越財源充当額	0						
	計	2,382,000						
1 衛生費県補助金	当初	2,382,000		2,064,000	2,064,000	0	0	
	補正	0						
	継続費及び繰越事業費							
	繰越財源充当額	0						
	計	2,382,000						
			1 清掃費補助金	2,382,000	2,064,000	0	0	廃棄物処理施設整備等事業費補助金
4 財産収入	当初	125,000		24,166	24,166	0	0	
	補正	0						
	継続費及び繰越事業費							
	繰越財源充当額	0						
	計	125,000						

(単位：円)

歳入

款 項 目	予 内 訳	算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
		区 分	節 金 額						
1 財産運用収入	当初	125,000			24,166	24,166	0	0	
	補正	0							
	継続費及び繰越事業費								
	繰越財源充当額	0							
	計	125,000							
1 利子及び配当金	当初	125,000			24,166	24,166	0	0	
	補正	0							
	継続費及び繰越事業費								
	繰越財源充当額	0							
	計	125,000							
		1 利子及び配当金		125,000	24,166	24,166	0	0	廃棄物最終処分場運営適正化基金 積立金利子
5 繰越金	当初	1,000			8,541,372	8,541,372	0	0	
	補正	0							
	継続費及び繰越事業費								
	繰越財源充当額	0							
	計	1,000							
1 繰越金	当初	1,000			8,541,372	8,541,372	0	0	
	補正	0							
	継続費及び繰越事業費								
	繰越財源充当額	0							
	計	1,000							

(単位：円)

歳入

款 項 目	予 内 訳	算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
		区 分	節 金 額						
1 繰越金	当初	1, 000			8, 541, 372		0		
	補正	0							
	継続費及び繰越事業費								
	繰越財源充当額	0							
	計	1, 000							
				1, 000	8, 541, 372	8, 541, 372	0	0	前年度繰越金
6 諸収入	当初	1, 000			40, 441	40, 441	0		
	補正	0							
	継続費及び繰越事業費								
	繰越財源充当額	0							
	計	1, 000							
1 雑入	当初	1, 000			40, 441	40, 441	0		
	補正	0							
	継続費及び繰越事業費								
	繰越財源充当額	0							
	計	1, 000							
1 雑入	当初	1, 000			40, 441	40, 441	0		
	補正	0							
	継続費及び繰越事業費								
	繰越財源充当額	0							
	計	1, 000							
				1 雑入	40, 441	40, 441	0	0	雇用保険料自己負担分

歳 入										(単位：円)
款 項 目	予 算		現 額		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考	
	内 訳	区 分	節 金 額							
歳 入 合 計	当初 補正 継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額 計	141,192,000 0 繰越財源充当額 141,192,000			124,263,306	124,263,306	0	0		

(単位：円)

歳出 款 項 目 (単位：円)

款 項 目	予 内 訳	算 現 額		支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考	
		節						
		区 分	金 額					
1 議会費	当初 補正 継続費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	551,000 0 0 0 0 551,000		379,903	継続費通次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 0 0 171,097		
1 議会費	当初 補正 継続費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	551,000 0 0 0 0 551,000		379,903	継続費通次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 0 0 171,097		
1 議会費	当初 補正 継続費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	551,000 0 0 0 0 551,000		379,903	継続費通次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 0 0 171,097		
	1 報酬		270,000	251,750		18,250	議長報酬 副議長報酬 議員報酬 総合事務組合負担金（非常勤職員 公務災害補償分）	16,250 12,000 223,500
	4 共済費		40,000	39,858		142		
	8 旅費		95,000	14,641		80,359	費用弁償	
	9 交際費		70,000	0		70,000		
	10 需用費		10,000	7,854		2,146	消耗品費	
	11 役務費		66,000	65,800		200	通信費	

款 項 目	予 算 内 訳	現 算 額		支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
		区 分	節				
2 総務費	当初 31,399,000 補正 0 継続費及び繰越事業費 繰越額 0 予備費支出及び流用増 減額 0 計 31,399,000			29,005,443	継続費通次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 2,393,557 0	
1 総務管理費	当初 31,399,000 補正 0 継続費及び繰越事業費 繰越額 0 予備費支出及び流用増 減額 0 計 31,399,000			29,005,443	継続費通次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 2,393,557 0	
1 一般管理費	当初 31,399,000 補正 0 継続費及び繰越事業費 繰越額 0 予備費支出及び流用増 減額 0 計 31,399,000			29,005,443	継続費通次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 2,393,557 0	
	1 報酬		2,376,320	2,376,320		0	監査委員報酬 90,000 会計年度任用職員報酬 2,132,070
	2 給料		11,999,680	11,874,300		125,380	管理者報酬 18,000 副管理者報酬 136,250 給料から流用 113,320
	3 職員手当等		8,660,000	7,470,746		1,189,254	一般職給 11,874,300 報酬へ流用 113,320 扶養手当 450,000

款 項 目	予 内 訳	算 現 額		支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
		節					
		区 分	金 額				
							通勤手当 189,600 住居手当 336,000 管理職手当 622,800 時間外勤務手当 35,358 休日勤務手当 10,064 期末手当 2,925,090 勤勉手当 2,295,834 管理職員特別勤務手当 6,000 児童手当 600,000
		4 共済費	4,547,000	4,358,515	188,485	公務災害補償基金負担金 82,625 総合事務組合負担金（非常勤職員 公務災害補償分） 5,329 市町村職員共済組合負担金 4,270,561	
		8 旅費	59,000	50,518	8,482	費用弁償 31,818 普通旅費 18,700	
		9 交際費	70,000	0	70,000		
		10 需用費	893,000	415,737	477,263	消耗品費 296,640 食糧費 7,287 施設修繕料 47,960 車両修繕料 3,850 車両燃料費 60,000	
		11 役務費	609,000	586,773	22,227	通信費 288,021 車両保険料 18,620 車検手数料 8,800 火災保険料 54,839 浄化槽清掃手数料 118,580 口座振替等手数料 31,976 浄化槽水質検査手数料 8,000 健康検査手数料 8,217	

款 項 目	予 内 訳	算 現 節 額		支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
		区 分	金 額				
		12 委託料	1,443,000	1,315,913		127,087	貯水槽清掃手数料 49,720 浄化槽管理委託料 34,650 警備保障管理委託料 184,800 消防用設備等点検委託料 176,000 館内清掃委託料 55,000 健康検査委託料 24,000 電気工作物保守委託料 231,000 エレベーター保守委託料 607,200 公平委員会事務委託料 3,263
		13 使用料及び賃借料	742,000	556,621		185,379	電子計算機及び付属器具借料 119,724 電子計算機借料 188,496 複写機借料 244,061 通行料 4,340
3 衛生費	当初 108,242,000 補正 0 継続費及び繰越事業費 0 繰越額 0 予備費支出及び流用増 0 減額 0 計 108,242,000			94,877,960	継続費通次繰越額 0 繰越明許費 0 事故繰越 0	13,364,040	
1 清掃費	当初 108,242,000 補正 0 継続費及び繰越事業費 0 繰越額 0 予備費支出及び流用増 0 減額 0 計 108,242,000			94,877,960	継続費通次繰越額 0 繰越明許費 0 事故繰越 0	13,364,040	

(単位：円)

歳出

款 項 目	予 内 訳	算 現 額		支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
		区 分	節				
1 廃棄物処理費	当初	108,242,000		94,877,960	継続費通次繰越額	0	
	補正	0			繰越明許費	0	
	継続費及び繰越事業費				事故繰越	0	
	繰越額	0					
	予備費支出及び流用増						
	減額	0					
	計	108,242,000					
	10 需用費		30,433,969	22,887,378		7,546,591	消耗品費 103,379 光熱水費 3,857,976 薬剤費 12,344,365 施設修繕料 4,381,300 車両修繕料 1,703,537 器具修繕料 13,640 車両燃料費 483,181 積立金へ流用 218,031
	11 役務費		1,694,000	854,971		839,029	車両保険料 141,784 車検手数料 19,600 水質等検査手数料 653,939 検査手数料 20,548 県証紙 19,100
	12 委託料		29,150,000	28,050,000		1,100,000	測量委託料 880,000 調査委託料 2,178,000 システム機器保守委託料 990,000
	13 使用料及び賃借料						汚泥清掃委託料 242,000 施設運転管理業務委託料 23,760,000
	15 原材料費						車両・機械・器具借料 333,720
							処理場用材料費 170,425

款 項 目	予 算	現 額		支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
		内 訳	区 分				
			17 備品購入費	0		84,000	
			18 負担金補助及び交付金	31,868,725		3,290,275	地域振興事業費負担金
			24 積立金	9,804,031		0	廃棄物最終処分場運営適正化基金 積立金 9,804,031
			26 公課費	20,000		0	需用費から流用 218,031 自動車重量税
4 予備費	当初 補正 繰越費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	1,000,000 0 0 0 0 1,000,000		0	繰越費通次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 0 0 1,000,000	
1 予備費	当初 補正 繰越費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	1,000,000 0 0 0 0 1,000,000		0	繰越費通次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 0 0 1,000,000	
1 予備費	当初 補正 繰越費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	1,000,000 0 0 0 0 1,000,000		0	繰越費通次繰越額 繰越明許費 事故繰越	0 0 0 1,000,000	

款 項 目	予 算			支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
	内 訳	現 額					
		区 分	金 額				
歳 出 合 計	当初 補正 継続費及び繰越事業費 繰越額 予備費支出及び流用増 減額 計	141,192,000 0 繰越明許費 0 事故繰越 0	124,263,306	継続費通次繰越額 繰越明許費 0 0 0	16,928,694		

令和 7 年度 紀南環境広域施設組合

実質収支に関する調書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	1 2 4 , 2 6 3
2 歳	出 総 額	1 2 4 , 2 6 3
3 歳	入 歳 出 差 引 額	0
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支 額		0
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

財 産 に 関 す る 調 書

1 公有財産

(1) 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分	土 地 (地積)			建 物			
	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	木 造 (延面積)		非 木 造 (延面積)	
				前年度末現在高	決算年度中増減高	前年度末現在高	決算年度中増減高
行政財産	148,042.13	—	148,042.13	—	—	1,191.05	—

- (2) 山林
(3) 動産
(4) 物産
(5) 無体財産権
(6) 有価証券
(7) 出資による権利
(8) 財産の信託の受益権

2 物 品

区 分	前年度末現在	決算年度中増減高	決算年度末現在高
普通乗用車	1	—	1
軽四輪乗用車	0	—	0
普通貨物車	1	—	1
軽四輪貨物車	1	—	1
建設機械	3	—	3

3 債 権

(単位：円)

4 基 金

名 称	区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
廃棄物最終処分場運営適正化基金	現 金	49,410,847	9,804,031	59,214,878
合 計		49,410,847	9,804,031	59,214,878